

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公開番号】特開2014-223351(P2014-223351A)

【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-066

【出願番号】特願2014-135849(P2014-135849)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月25日(2014.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、

前記遊技機に設けられた電気部品を制御する電子部品が搭載された回路基板と、

前記回路基板を収容するとともに、該回路基板の一面側を視認可能とする第1の透視部及び該回路基板の他面側を視認可能とする第2の透視部が設けられた基板ケースと、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第1の透視部を通して視認可能となる第1の位置と前記回路基板の他面側を前記第2の透視部を通して視認可能となる第2の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

前記遊技機に前記固定ベース部を取り付けるための取付部材と、

を備え、

前記基板ケースまたは前記可動ベース部には、前記第1の位置と前記第2の位置との間の回動範囲内において前記取付部材の取り外し操作を阻止する取外操作阻止部が形成され

前記遊技機は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けた組付状態において、前記固定ベース部からの前記可動ベース部の取り外し及び前記可動ベース部からの前記基板ケースの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部は、前記第1の位置と前記第2の位置との回動範囲内において前記取外操作阻止部により前記遊技機から前記取付部材を取り外すことが阻止されることによって、少なくとも前記組付状態において前記遊技機からの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部には、前記取付部材の側方を覆う保護部が形成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

上記課題を解決するために、本発明の請求項 1 に記載の遊技機は、

所定の遊技を行うことが可能な遊技機であって、

前記遊技機に設けられた電気部品を制御する電子部品が搭載された回路基板と、

前記回路基板を収容するとともに、該回路基板の一面側を視認可能とする第 1 の透視部及び該回路基板の他面側を視認可能とする第 2 の透視部が設けられた基板ケースと、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第 1 の透視部を通して視認可能となる第 1 の位置と前記回路基板の他面側を前記第 2 の透視部を通して視認可能となる第 2 の位置との間で回動可能に支持される可動ベース部と、

前記遊技機に前記固定ベース部を取り付けるための取付部材と、

を備え、

前記基板ケースまたは前記可動ベース部には、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との間の回動範囲内において前記取付部材の取り外し操作を阻止する取外操作阻止部が形成され

前記遊技機は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体として解除不能に組み付けた組付状態において、前記固定ベース部からの前記可動ベース部の取り外し及び前記可動ベース部からの前記基板ケースの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部は、前記第 1 の位置と前記第 2 の位置との回動範囲内において前記取外操作阻止部により前記遊技機から前記取付部材を取り外すことが阻止されることによって、少なくとも前記組付状態において前記遊技機からの取り外しが不能化され、

前記固定ベース部には、前記取付部材の側方を覆う保護部が形成されていることを特徴としている。

本発明の手段 1 の遊技機は、

所定の遊技を行うことが可能な遊技機（スロットマシン 1）であって、

前記遊技機に設けられた電気部品（1枚 B E T スイッチ 5、M A X B E T スイッチ 6、スタートスイッチ 7、ストップスイッチ 8 L、8 C、8 R、投入メダルセンサ 3 1、リールモータ 3 2 L、3 2 C、3 2 R、リールセンサ 3 3 L、3 3 C、3 3 R、ホッパーモータ 3 4 b、払出センサ 3 4 c 等）を制御する電子部品（メイン C P U 4 1 a 等）が搭載された回路基板（遊技制御基板 4 0）と、

前記回路基板を収容するとともに、該回路基板の一面（実装面 4 0 a）側を視認可能とする第 1 の透視部（透明な合成樹脂材にて形成された上部ケース 2 0 2 の全域）及び該回路基板の他面（4 0 b）側を視認可能とする第 2 の透視部（透明な合成樹脂材にて形成された下部ケース 2 0 1 の全域）が設けられた基板ケース（2 0 0）と、

前記遊技機に取り付けられる固定ベース部（固定ベース 3 0 1）と、

前記基板ケースが取り付けられ、前記固定ベース部に対して、前記回路基板の一面側を前記第 1 の透視部を通して視認可能となる第 1 の位置（第 1 の回動規制位置 A）と前記回路基板の他面側を前記第 2 の透視部を通して視認可能となる第 2 の位置（第 2 の回動規制位置 B）との間で前記固定ベース部に設けられた軸部（回動軸 3 3 3）を中心として回動可能に支持される（図 2 2 参照）可動ベース部（可動ベース 3 0 2）と、

該可動ベース部から前記基板ケースを取り外した際に取り外した痕跡が残る（例えば切断片 2 3 3 が切断されることで取付封止片 2 3 0、予備取付封止片 2 3 1 を上部ケース 2 0 2 から分離された痕跡）ように前記基板ケースを前記可動ベース部に取り付け可能なケース取付手段（ワンウェイネジ 2 4 0 a, 2 4 0 b）と、

を備え、

前記基板ケース（上部ケース 2 0 2）は、少なくとも前記固定ベース部と前記可動ベース部と前記基板ケースとを一体に組み付けた組付状態において前記軸部（回動軸 3 3 3）を被覆する軸被覆部（板状片 2 2 1）を備え、

前記可動ベース部（可動ベース 3 0 2）は前記軸部を軸支する軸支部（軸支溝 3 2 0）を備え、

前記軸支部は、前記可動ベース部に前記基板ケースが組み付けられていない状態では前記軸部に対して着脱可能とされ、前記ケース取付手段によって前記基板ケースが前記可動ベース部に取り付けられた状態の解除が不能化されているときには前記軸被覆部により前記軸部からの離脱が規制される

ことを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースを遊技機に取り付けた状態でも、固定ベース部に対して可動ベース部を回動させることで回路基板の一面側及び他面側を視認することができるため、回路基板に不正な改造が施されているか否かの確認作業を簡単に行うことができる。また、組付状態においては、固定ベース部から可動ベース部を取り外したり、可動ベース部から基板ケースを取り外した場合にはその痕跡が残ることになるため、遊技機から可動ベース部ごと基板ケースを取り外し、不正な回路基板を収容した基板ケースに掏りかえるといった不正行為が行われた可能性があることを発見することができる。また、基板ケースを可動ベース部に取り付けることで軸部が軸被覆部により被覆されるので、製造時等において固定ベース部を可動ベース部に取り付ける際に軸被覆部が邪魔にならないとともに、軸被覆部を取り付けるための手段等をケース取付手段とは別個に設ける必要がないので、構造を簡素化できるとともに作業負荷を低減することができる。

尚、前記固定ベース部は、遊技機の本体に取り付けられてもよいし、本体に設けられた付属部材等に取り付けられてもよい。

また、前記第1の透視部及び前記第2の透視部は、前記基板ケース内に収容された回路基板の一面側及び他面側を視認可能に設けられていれば、基板ケースの一部の領域に設けられていてもよいし、基板ケースの全域に設けられていてもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の手段2の遊技機は、手段1に記載の遊技機であって、

前記可動ベース部(可動ベース302)は、前記固定ベース部(固定ベース301)に対して着脱可能に支持され、

前記基板ケース(200)は、少なくとも前記組付状態において、前記固定ベース部から前記可動ベース部が取り外されることを規制する規制部(板状片221)を備えることを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースを可動ベース部から取り外すことにより可動ベース部を固定ベース部から取り外して交換することが可能となり、固定ベース部から可動ベース部が取り外されることを規制する手段等をケース取付手段とは別個に設ける必要がないので、構造を簡素化できるとともに作業負荷を低減することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の手段3に記載の遊技機は、手段2に記載の遊技機であって、

前記固定ベース部(固定ベース301)に前記軸部(回動軸333)が設けられるとともに、前記可動ベース部(可動ベース302)に前記軸部を軸支する軸支部(軸支溝320)が設けられ、

前記軸支部は、前記可動ベース部が前記固定ベース部に対して特定の位置(着脱位置C)に位置するときに前記軸部を着脱可能に形成され、

前記軸被覆部(板状片221)は、少なくとも前記基板ケースが前記特定の位置に位置

しているときに前記軸部に当接して前記軸支部からの離脱を規制する前記規制部を含むことを特徴としている。

この特徴によれば、特殊な取り外し作業を行うことなく、可動ベース部を特定の位置まで回動させるだけで固定ベース部から簡単に取り外すことができるばかりか、組付状態では、特定の位置において軸被覆部が軸部に直接当接して軸支部からの離脱が規制されるため、固定ベース部から可動ベース部が取り外されることが確実に防止される。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の手段4の遊技機は、手段1～3のいずれかに記載の遊技機であって、

前記基板ケース（上部ケース202）は、少なくとも一辺（左短辺）に前記軸被覆部（板状片221）が設けられ、該一辺とは異なる他辺（右短辺）に前記ケース取付手段（ワンウェイネジ240a, 240b）により前記可動ベース部に取り付けられる被取付部（取付封止片230、予備取付封止片231）が設けられ、

前記可動ベース部（可動ベース302）は、前記ケース取付手段（ワンウェイネジ240a, 240b）により前記基板ケースの前記被取付部が取り付けられた状態において前記軸被覆部を係止する係止部（係止板323）を有する

ことを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースがケース取付手段により可動ベース部に取り付けるときに該基板ケースの一辺が係止部に係止されるため、一辺及び他辺双方にケース取付手段を設けることなく、基板ケースの一辺及び他辺双方を可動ベース部に取り付けることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の手段5の遊技機は、手段1～4のいずれかに記載の遊技機であって、

前記電気部品（1枚BETスイッチ5、MAXBETスイッチ6、スタートスイッチ7、ストップスイッチ8L、8C、8R、投入メダルセンサ31、リールモータ32L、32C、32R、リールセンサ33L、33C、33R、ホッパーモータ34b、払出センサ34c等）と前記回路基板（遊技制御基板40）との間に設けられ、前記電気部品と前記回路基板とを電気的に接続するための配線（ケーブル600a～600c等）と、

前記回路基板に設けられ、前記配線が着脱自在に接続される接続部（基板側コネクタ620a～620c）と、

を備え、

前記基板ケース（200）は、前記回路基板が一辺（左側短辺）を中心に回動するよう前記可動ベース部（可動ベース302）に取り付けられ、

前記接続部は、前記回路基板における前記一辺と、該一辺の反対側の他辺（右側短辺）との中間位置と、の間の領域（左側領域）に配設されている

ことを特徴としている。

この特徴によれば、基板ケースを回動した場合における接続部の回動半径が小さくなるため、配線を接続部から取り外さずに基板ケースを回動可能とする場合に、配線を極力短くすることができる。